

令和7年度 決算報告書

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月 31日

東京都新宿区霞ヶ丘町4-2

一般社団法人 全日本テコンドー協会

〔 目 次 〕

1 貸 借 対 照 表

2 正 味 財 産 増 減 計 算 書

3 附 属 明 細 書

貸借対照表

令和8年 3月31日現在

一般社団法人 全日本テコンドー協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	20,477,920	31,489,569	△ 11,011,649
未収会費	1,320,000	1,500,000	△ 180,000
立替金	30,404	48,870	△ 18,466
未収金	19,509,200	20,762,780	△ 1,253,580
前払費用	6,125,335	660,120	5,465,215
仮払金	0	5,780	△ 5,780
貸倒引当金	△ 690,000	△ 690,000	0
流動資産合計	46,772,859	53,777,119	△ 7,004,260
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
什器備品	2	605,001	△ 604,999
特定資産合計	2	605,001	△ 604,999
(2) その他固定資産			
什器備品	62,101	135,156	△ 73,055
保証金	1,300,000	1,400,000	△ 100,000
その他固定資産合計	1,362,101	1,535,156	△ 173,055
固定資産合計	1,362,103	2,140,157	△ 778,054
資産合計	48,134,962	55,917,276	△ 7,782,314
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	5,720,000	5,720,000	0
未払金	6,565,864	3,808,133	2,757,731
前受金	2,388,000	2,167,666	220,334
預り金	292,990	625,421	△ 332,431
仮受金	264,000	151,000	113,000
未払法人税等	70,000	70,000	0
未払消費税等	709,300	1,128,900	△ 419,600
流動負債合計	16,010,154	13,671,120	2,339,034
2. 固定負債			
長期未払金	23,052,134	23,652,134	△ 600,000
固定負債合計	23,052,134	23,652,134	△ 600,000
負債合計	39,062,288	37,323,254	1,739,034
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取補助金等	2	605,001	△ 604,999
指定正味財産合計	2	605,001	△ 604,999
(うち特定資産への充当額)	(2)	(605,001)	(△604,999)
2. 一般正味財産	9,072,672	17,989,021	△ 8,916,349
正味財産合計	9,072,674	18,594,022	△ 9,521,348
負債及び正味財産合計	48,134,962	55,917,276	△ 7,782,314

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

一般社団法人 全日本テコンドー協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受 取 会 費	13,154,000	8,021,000	5,133,000
加 盟 団 体 負 担 金	3,150,000	3,150,000	0
準 加 盟 団 体 負 担 金	490,000	572,000	△ 82,000
個 人 会 員 会 費	8,305,000	3,072,000	5,233,000
道 場 等 登 録 会 費	474,000	450,000	24,000
指 導 者 登 録 会 費	615,000	627,000	△ 12,000
受 取 加 盟 金	120,000	150,000	△ 30,000
事 業 収 益	31,353,145	29,439,160	1,913,985
大 会 事 業 収 益	21,452,705	18,878,000	2,574,705
講 習 会 費	1,858,000	2,245,000	△ 387,000
昇 段 申 請 料	4,050,000	5,013,000	△ 963,000
グ ローバルライセンス申請料	1,782,000	1,482,300	299,700
後 援 料	90,000	90,000	0
イ ベ ン ト 開 催 収 益	690,000	1,106,940	△ 416,940
物 品 販 売 収 益	550,440	403,920	146,520
そ の 他 事 業 収 益	880,000	220,000	660,000
受 取 補 助 金 等	86,100,767	95,001,713	△ 8,900,946
受 取 負 担 金	15,686,452	18,594,011	△ 2,907,559
受 取 協 賛 金	4,491,666	13,741,667	△ 9,250,001
J O C マーケティング協力金	3,217,500	4,867,500	△ 1,650,000
雑 収 益	219,465	137,645	81,820
受 取 利 息	119,465	34,805	84,660
雑 収 益	100,000	102,840	△ 2,840
経常収益計	154,222,995	169,802,696	△ 15,579,701
(2) 経常費用			
大 会 開 催 事 業 費	26,103,073	21,905,630	4,197,443
J O C コーチ力強化事業費	6,068,540	6,432,039	△ 363,499
J O C 選手強化費	30,975,433	35,842,820	△ 4,867,387
J O C D X 促進支援事業費	893,630	531,696	361,934
J O C 次世代強化事業費	25,921,851	27,296,092	△ 1,374,241
J O C 国際審判養成費	423,937	910,330	△ 486,393
J P C 選手強化費	13,416,408	14,081,028	△ 664,620
J P C 体制整備費	124,528	1,824,085	△ 1,699,557
J P C 次世代強化事業費	1,167,989	1,635,662	△ 467,673
J P C 国庫補助金事業費	198,494	0	198,494
J P C 発掘事業費	92,273	1,881,034	△ 1,788,761
そ の 他 強 化 事 業 費	2,261,975	0	2,261,975
ド ー ピ ン グ 防 止 費	87,016	91,325	△ 4,309
ド ー ピ ン グ 検 査 費	0	42,725	△ 42,725
コ ン プ ラ イ ア ン ス 事 業 費	1,280,047	861,690	418,357
一 般 事 業 費	9,327,921	11,540,532	△ 2,212,611
渡 航 費	177,300	0	177,300
滞 在 費	0	201,168	△ 201,168
旅 費	0	159,102	△ 159,102
消 耗 品 費	0	12,000	△ 12,000
賃 借 料	0	515,484	△ 515,484
昇 段 事 業 費	4,653,346	4,044,940	608,406
グ ローバルライセンス申請料	1,199,786	1,005,834	193,952
委 託 費	0	751,300	△ 751,300
諸 謝 金	0	420,466	△ 420,466
講 習 会 経 費	287,347	395,038	△ 107,691
専 門 委 員 会 費	453,712	354,032	99,680
イ ベ ン ト 開 催 費	379,990	1,062,956	△ 682,966
強 化 関 連 費	184,544	547,022	△ 362,478
諸 会 費	1,303,727	1,251,519	52,208
雑 費	10,115	82,919	△ 72,804
什 器 等 減 価 償 却 額	678,054	736,752	△ 58,698
管 理 費	44,726,229	41,021,800	3,704,429
人 件 費	32,385,116	28,449,262	3,935,854
旅 費	729,868	544,854	185,014

通 信 運 搬 費	315,365	407,588	△ 92,223
消 耗 品 費	736,788	733,698	3,090
シ ス テ ム 管 理 費	1,500,770	1,187,660	313,110
賃 借 料	4,695,864	5,057,240	△ 361,376
保 険 料	19,750	19,240	510
水 道 光 熱 費	103,388	113,788	△ 10,400
加 盟 会 費	2,200	2,200	0
委 託 費	1,860,980	1,809,280	51,700
租 税 公 課	2,138,920	2,465,750	△ 326,830
雑 費	237,220	231,240	5,980
経常費用計	163,069,344	165,898,488	△ 2,829,144
当期経常増減額	△ 8,846,349	3,904,208	△ 12,750,557
税引前当期一般正味財産増減額	△ 8,846,349	3,904,208	△ 12,750,557
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 8,916,349	3,834,208	△ 12,750,557
一般正味財産期首残高	17,989,021	14,154,813	3,834,208
一般正味財産期末残高	9,072,672	17,989,021	△ 8,916,349
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	604,999	660,000	△ 55,001
当期指定正味財産増減額	△ 604,999	△ 660,000	55,001
指定正味財産期首残高	605,001	1,265,001	△ 660,000
指定正味財産期末残高	2	605,001	△ 604,999
Ⅲ 正味財産期末残高	9,072,674	18,594,022	△ 9,521,348

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産一定額法。耐用年数および残存価額は法人税法に規定する方法と同一の基準。
- (2) 引当金の計上基準
貸倒引当金－債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
	円	円	円	円
特定資産				
什 器 備 品	605,001	0	604,999	2
合 計	605,001	0	604,999	2

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
	円	円	円	円
特定資産				
什 器 備 品	2	(2)	—	—
合 計	2	(2)	—	—

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
	円	円	円
特定資産			
什 器 備 品	4,537,113	4,537,111	2
その他固定資産			
什 器 備 品	545,760	483,659	62,101
合 計	5,082,873	5,020,770	62,103

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の 記載区分
JSC助成金	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	605,000	4,542,000	5,146,999	1	指定正味財産
JOC助成金	公益財団法人 日本オリンピック委員会	0	53,766,611	53,766,611	0	—
日本財団助成金	公益財団法人日本財団 パラスポーツサポートセンター	1	6,600,000	6,600,000	1	指定正味財産
JPC助成金	公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会 日本パラリンピック委員会	0	14,973,927	14,973,927	0	—
その他	—	0	5,613,230	5,613,230	0	—
合 計		605,001	85,495,768	86,100,767	2	

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額
	円
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	604,999
合 計	604,999

附属明細書

1. 特定資産の明細

「特定資産の明細」は「財務諸表に対する注記」に記載しているため、記載を省略している。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	690,000	0	0	0	690,000

独立監査人の監査報告書

令和 8 年 6 月 8 日

一般社団法人全日本テコンドー協会
理事会 御中

公認会計士立元顕事務所

東京都渋谷区

公認会計士



監査意見

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 124 条第 2 項第 1 号の規定に基づく監査に準じて、一般社団法人全日本テコンドー協会の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの貸借対照表、損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。その他の記載内容は、この監査報告書の日付より後に私に提供されることが予定されている。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

事業報告及びその附属明細書を通読し、重要な誤りがあると判断した場合、私は、当該事項を監事等に報告することが求められている

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の

結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

一般社団法人全日本テコンドー協会
会長 川 原 貴 殿

令和 8 年（2026 年）6 月 10 日

一般社団法人全日本テコンドー協会

監事

戸 原 由 希 子



私監事は、当協会の令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事業及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上